

## **[事案 29-259] 契約解除取消請求**

・平成 30 年 9 月 15 日 和解成立

### **<事案の概要>**

募集人の不告知教唆を理由に、告知義務違反による契約解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

腫瘍により入院・手術をしたので、平成 28 年 5 月に契約した医療保険と終身保険にもとづき、給付金を請求したところ、告知義務違反により契約を解除された。しかし、告知時に、募集人に対し、ポリープのようなものがあることを伝え、告知すべき事項にあたるか否かを確認したところ、募集人に「いいえ」に丸を付けるよう指示された。募集人の指示は不告知教唆に該当することから、契約解除を取り消してほしい。

### **<保険会社の主張>**

募集人は、申立人から、ポリープのようなものがあることは聞いたが、医師から治療の必要はないと言われており、全く問題ないと聞いたため、告知事項には該当しない旨回答したものであり、不告知教唆には該当しないことから、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の受診状況、告知の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の不告知教唆は認められないが、申立人から、ポリープのようなものがあることを告げられた募集人の対応としては、告知事項についてありのままを記載するように促すか、取扱報告書により保険会社に報告することが望まれたことから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。